

令和 6 年 第 3 回 東 浦 町 議 会 定 例 会 議 案

令和 6 年 9 月 3 日 提 出

目 次

同意第2号	教育長の任命について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
同意第3号	教育委員会委員の任命について・・・・・・・・・・	2
同意第4号	教育委員会委員の任命について・・・・・・・・・・	3
報告第7号	損害賠償の額の決定及び和解について・・・・・・・・	4
報告第8号	損害賠償の額の決定及び和解について・・・・・・・・	6
報告第9号	令和5年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率について・・・・	8
承認第8号	令和6年度東浦町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求 めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	10
認定第1号	令和5年度東浦町一般会計決算の認定について・・・・・・・・	別添
認定第2号	令和5年度東浦町国民健康保険事業特別会計決算の認定について・・	別添
認定第3号	令和5年度東浦町土地取得特別会計決算の認定について・・・・・・・・	別添
認定第4号	令和5年度東浦町後期高齢者医療特別会計決算の認定について・・	別添
認定第5号	令和5年度東浦町水道事業会計決算の認定について・・・・・・・・	別添
認定第6号	令和5年度東浦町下水道事業会計決算の認定について・・・・・・・・	別添
議案第33号	東浦町税条例の一部改正について・・・・・・・・・・	14
議案第34号	東浦町国民健康保険条例の一部改正について・・・・・・・・	18
議案第35号	東浦町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改 正について・・・・・・・・・・・・・・・・	19
議案第36号	愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について・・・・・・・・	33
議案第37号	令和6年度東浦町一般会計補正予算（第7号）・・・・・・・・	35
議案第38号	令和6年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）・・	40
議案第39号	令和6年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）・・	42
議案第40号	令和6年度東浦町水道事業会計補正予算（第1号）・・・・・・・・	44
議案第41号	工事請負契約の締結について（石ヶ瀬川ラバーダム通水管復旧工事）	45
議案第42号	工事請負契約の締結について（勤労福祉会館空調設備更新工事）・・	46
議案第43号	工事請負契約の締結について（東浦駅西側駅前広場整備工事）・・	47

同意第2号

教育長の任命について

次の者を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年9月3日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

庄 子 亨

東浦町大字森岡 昭和33年生

提案理由

教育長庄子亨の任期が、令和6年9月30日をもって満了となることに伴い、次期教育長を任命するため提案するものである。

同意第3号

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年9月3日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

浅 田 謙 司

東浦町大字緒川 昭和27年生

提案理由

教育委員会委員浅田謙司の任期が、令和6年9月30日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第4号

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年9月3日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

水 野 善 久

東浦町大字緒川 昭和38年生

提案理由

教育委員会委員水野善久の任期が、令和6年9月30日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

報告第7号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月3日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 8 月 7 日

東浦町長 日 高 輝 夫

損害賠償の額の決定及び和解について

公用車運転時の過失による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

令和 6 年 6 月 14 日（金）午後 2 時 55 分頃、藤江にある社会福祉施設の駐車場において、職員が公用車を駐車しようとして前進させたところ、当該公用車の左前部が外構のコンクリートブロックに接触し、当該コンクリートブロックが損傷した。

2 損害賠償の額

46,200 円

	東浦町	相手方
損 害 額	0 円	46,200 円
過 失 割 合	100%	0 %
賠 償 額	46,200 円	0 円

3 和解の内容

町は、相手方に対して、46,200 円を支払うこととする。

報告第 8 号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 8 月 9 日

東浦町長 日 高 輝 夫

損害賠償の額の決定及び和解について

公用車運転時の過失による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

令和 6 年 7 月 9 日（火）午前 11 時 10 分頃、相手方の自宅の駐車場において、職員が当該駐車場から町道生路 161 号線に出ようと公用車を前進させたところ、当該公用車の左後輪が外構のコンクリートブロックに接触し、当該コンクリートブロックが損傷した。

2 損害賠償の額

30,500 円

	東浦町	相手方
損 害 額	0 円	30,500 円
過 失 割 合	100%	0 %
賠 償 額	30,500 円	0 円

3 和解の内容

町は、相手方に対して、30,500 円を支払うこととする。

報告第9号

令和5年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定により資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和6年9月3日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

令和5年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率

1 健全化判断比率

(単位：%)

指標名	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (△3.84)	13.17	20.00
連結実質赤字比率	— (△16.13)	18.17	30.00
実質公債費比率	0.3	25.0	35.0
将来負担比率	— (△63.9)	350.0	

注 () 内に参考としてその値を併記しています。

2 資金不足比率

(単位：%)

会計名	比率	経営健全化基準
東浦町水道事業会計	—	20.0
東浦町下水道事業会計	—	

注 比率の「—」は、資金不足額がなく資金剰余额がある場合

承認第8号

令和6年度東浦町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求
めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年9月3日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 8 月 2 日

東浦町長 日 高 輝 夫

令和6年度東浦町一般会計補正予算（第6号）

令和6年度東浦町の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,824,550千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金		1,058,910	1,000	1,059,910
	1 基金繰入金	1,049,493	1,000	1,050,493
歳 入 合 計		18,823,550	1,000	18,824,550

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,983,295	748	2,984,043
	2 徴税費	592,497	748	593,245
14 予備費		32,316	252	32,568
	1 予備費	32,316	252	32,568
歳 出 合 計		18,823,550	1,000	18,824,550

議案第 33 号

東浦町税条例の一部改正について

東浦町税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町税条例の一部を改正する条例

東浦町税条例（昭和 29 年東浦町条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(寄附金税額控除) 第 33 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる<u>寄附金</u>を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 33 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) から (8) まで 略 (9) 知事又は県教育委員会の所管に属する公益信託のうち、所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に規定する<u>公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u> (10) 及び (11) 略 2 略 第 54 条 法第 348 条第 2 項第 9 号、第 9	(寄附金税額控除) 第 33 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる<u>寄附金若しくは金銭</u>を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 33 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) から (8) まで 略 (9) 知事又は県教育委員会の所管に属する公益信託のうち、所得税法第 78 条第 3 項に規定する<u>特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u> (10) 及び (11) 略 2 略 第 54 条 法第 348 条第 2 項第 9 号、第 9

号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）

第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若し

号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）

第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若し

くは公益財団法人で学術の研究の目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) から (5) まで 略

くは公益財団法人で学術の研究の目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) から (5) まで 略

附 則

（公益法人等に係る町民税の課税の特例）

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項の規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。

附 則

- 1 この条例は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の東浦町税条例第54条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前項本文の規定による改正後の東浦町税条例第33条の7第1項第9号の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規

定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)とする。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の規定を整備する等のため提案するものである。

議案第 34 号

東浦町国民健康保険条例の一部改正について

東浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例

東浦町国民健康保険条例（昭和 36 年東浦町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
第 11 条 町は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 5 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。	第 11 条 町は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 7 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第 35 号

東浦町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正
について

東浦町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定めるものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改
正する条例

東浦町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 20 年東浦町条
例第 18 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(建築物の用途の制限) 第 3 条 対象区域内においては、別表第 2 (ア) 欄の計画地区（対象区域に係る地区整備計画において区分された地区（区分されていない場合にあっては、当該地区整備計画に定められた区域）をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表 <u>(イ) 欄の建築してはならない建築物の項</u>に掲げる建築物は、建築してはならない。 (建築物の容積率の最高限度) 第 4 条 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）は、別表第 2 (ア) 欄の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表 <u>(イ) 欄の建築物の容積率の最高限度の項</u>に掲げる数値以下でなければならない。 (建築物の建蔽率の最高限度) 第 5 条 建築物の建築面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）の敷地面積に対する割合（以下「建蔽率」という。）は、別表第 2 (ア) 欄の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表 <u>(イ) 欄</u>	(建築物の用途の制限) 第 3 条 対象区域内においては、別表第 2 (ア) 欄の計画地区（対象区域に係る地区整備計画において区分された地区（区分されていない場合にあっては、当該地区整備計画に定められた区域）をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表 <u>(イ) 欄</u>に掲げる建築物は、建築してはならない。 (建築物の容積率の最高限度) 第 4 条 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）は、別表第 2 (ア) 欄の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表 <u>(ウ) 欄</u>に掲げる数値以下でなければならない。 (建築物の建蔽率の最高限度) 第 5 条 建築物の建築面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）の敷地面積に対する割合（以下「建蔽率」という。）は、別表第 2 (ア) 欄の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表 <u>(エ) 欄</u>

<u>の建築物の建蔽率の最高限度の項</u>に掲げる数値を超えてはならない。 (建築物の敷地面積の最低限度) 第6条 建築物の敷地面積は、別表第2 (ア) 欄の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表 <u>(イ) 欄の建築物の敷地面積の最低限度の項</u> に掲げる数値以上でなければならない。 (建築物の外壁等の位置の制限) 第7条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面 (以下「外壁等」という。) から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、別表第2 (ア) 欄の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表 <u>(イ) 欄の建築物の外壁等の位置の制限の項</u> に掲げる制限に適合するものでなければならない。 (建築物の高さの最高限度) 第8条 建築物の最高の高さ又は建築物の各部分の高さは、別表第2 (ア) 欄の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表 <u>(イ) 欄の建築物の高さの最高限度の項</u> に掲げる制限に適合するものでなければならない。 2 略 (建築物の敷地が対象区域の内外にわたる場合の措置) 第9条 略 2 略 3 建築物の敷地が対象区域の内外にわたる場合における <u>第7条</u> の規定の適用については、対象区域の属する敷地の	に掲げる数値を超えてはならない。 (建築物の敷地面積の最低限度) 第6条 建築物の敷地面積は、別表第2 (ア) 欄の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表 <u>(オ) 欄</u> に掲げる数値以上でなければならない。 (建築物の外壁等の位置の制限) 第7条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面 (以下「外壁等」という。) から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、別表第2 (ア) 欄の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表 <u>(カ) の道路境界線又は隣地境界線までの距離の欄</u> に掲げる <u>数値以上</u> でなければならない。 <u>2 前項の規定は、同項に規定する数値に満たない距離にある建築物又は建築物の部分 (以下「建築物等」という。) が、それぞれ別表第2 (カ) の適用除外の建築物等の欄に掲げるものに該当する場合においては、適用しない。</u> (建築物の高さの最高限度) 第8条 建築物の最高の高さ又は建築物の各部分の高さは、別表第2 (ア) 欄の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表 <u>(キ) の最高の高さの欄又は各部分の高さの欄</u> に掲げる数値を超えてはならない。 2 略 (建築物の敷地が対象区域の内外にわたる場合の措置) 第9条 略 2 略 3 建築物の敷地が対象区域の内外にわたる場合における <u>第7条第1項</u> の規定の適用については、対象区域の属する
---	--

部分に限り、<u>同条</u>の規定を適用する。 (罰則) 第 14 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。 (1) 及び (2) 略 (3) 第 4 条、第 5 条、<u>第 7 条</u>又は第 8 条第 1 項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者） (4) 略 2 及び 3 略	敷地の部分に限り、<u>同項</u>の規定を適用する。 (罰則) 第 14 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。 (1) 及び (2) 略 (3) 第 4 条、第 5 条、<u>第 7 条第 1 項</u>又は第 8 条第 1 項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者） (4) 略 2 及び 3 略
---	---

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 3 条―第 8 条関係）

(ア)		(イ)	
対象区域の名称	計画地区の名称	建築物に関する制限	
東浦石浜西部地区整備計画区域		建築してはならない建築物	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 法別表第 2 (は) 項第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号に掲げるもの (2) 自動車車庫で床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（3 階以上の部分をその用途に供するものを除く。） (3) 前 2 号の建築物に附属するもの（畜舎又は法別表第 2 (る) 項第 1 号 (1) から (3) まで、(11) 若しくは (12) の物品の貯蔵若しくは処理に供するものを除く。）
		建築物の高さの最高限度	1 建築物の高さ 10 メートル 2 建築物の各部分の高さ 当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 1.25 を乗じて得たものに 5 メートルを加えたもの以下とす

			る。
東浦藤 江北部 地区整備 計画区 域		建築して はならな い建築物	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 法別表第2 (は) 項第1号から第5号まで及 び第7号に掲げるもの (2) 自動車車庫で床面積の合計が 50 平方メー トル以内のもの (3階以上の部分をその用途に供 するものを除く。) (3) 前2号の建築物に附属するもの (畜舎又は法 別表第2 (る) 項第1号 (1) から (3) ま で、(11) 若しくは (12) の物品の貯蔵若しく は処理に供するものを除く。)
		建築物の 高さの最 高限度	12メートル
東浦藤 江樋地 区整備 計画区 域		建築して はならな い建築物	自動車車庫で床面積の合計が 50 平方メートルを超 えるもの (同一敷地内にある建築物に附属するもの を除く。)
		建築物の 高さの最 高限度	12メートル
上子新 田地区 整備計 画区域	A 地区	建築して はならな い建築物	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 法別表第2 (は) 項第1号から第5号まで及 び第7号に掲げるもの (2) 自動車車庫で床面積の合計が 50 平方メー トル以内のもの (同一敷地内にある建築物に附属 するものを除く。) (3) 前2号の建築物に附属するもの (畜舎を除 く。)
		建築物の 高さの最 高限度	15メートル
	B 地区	建築して はならな い建築物	(1) 自動車車庫で床面積の合計が 50 平方メー トルを超えるもの (同一敷地内にある建築物に附 属するものを除く。) (2) 畜舎 (建築物に附属するものを含む。)
		建築物の 高さの最	12メートル

中子新田地区整備計画区域		高限度	
	C 地区	建築してはならない建築物	(1) ホテル又は旅館 (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3) 倉庫業を営む倉庫 (4) 自動車車庫で床面積の合計が 50 平方メートルを超えるもの（同一敷地内にある建築物に附属するものを除く。） (5) 畜舎（建築物に附属するものを含む。）
	A 地区	建築してはならない建築物	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 法別表第 2（は）項第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号に掲げるもの (2) 自動車車庫で床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（同一敷地内にある建築物に附属するものを除く。） (3) 前 2 号の建築物に附属するもの（畜舎を除く。）
		建築物の高さの最高限度	18 メートル
	B 地区	建築してはならない建築物	(1) 自動車車庫で床面積の合計が 50 平方メートルを超えるもの（同一敷地内にある建築物に附属するものを除く。） (2) 畜舎（建築物に附属するものを含む。）
		建築物の高さの最高限度	15 メートル
	C 地区	建築してはならない建築物	(1) ホテル又は旅館 (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3) 倉庫業を営む倉庫 (4) 自動車車庫で床面積の合計が 50 平方メートルを超えるもの（同一敷地内にある建築物に附属するものを除く。） (5) 畜舎（建築物に附属するものを含む。）

緒川駅 東地区 整備計 画区域	A 地区	建築して はならな い建築物	(1) ホテル又は旅館 (2) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンス ホールその他これらに類するもの (3) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類 する建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条の 9 の 2 で定めるもの (4) 倉庫業を営む倉庫 (5) 畜舎（建築物に附属するものを含む。）
	B 地区	建築して はならな い建築物	(1) 工場（建築基準法施行令第 130 条の 6 で定め るものを除く。） (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー 場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (3) ホテル又は旅館 (4) 自動車教習所 (5) 自動車車庫で床面積の合計が 50 平方メー トルを超えるもの（同一敷地内にある建築物に附 属するものを除く。） (6) 畜舎（建築物に附属するものを含む。）
	C 地区	建築して はならな い建築物	(1) ホテル又は旅館 (2) 倉庫業を営む倉庫 (3) 自動車車庫で床面積の合計が 50 平方メー トルを超えるもの（同一敷地内にある建築物に附 属するものを除く。） (4) 畜舎（建築物に附属するものを含む。）
	D 地区	建築して はならな い建築物	(1) 自動車車庫で床面積の合計が 50 平方メー トルを超えるもの（同一敷地内にある建築物に附 属するものを除く。） (2) 畜舎（建築物に附属するものを含む。）
		建築物の 高さの最 高限度	12 メートル
	E 地区	建築して はならな い建築物	(1) 法別表第 2（ぬ）項第 3 号に掲げる事業を営 む工場 (2) ホテル又は旅館 (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投 票券発売所、場外車券売場その他これらに類す るもの

			(4) カラオケボックスその他これに類するもの (5) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの (6) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (7) 倉庫業を営む倉庫 (8) 自動車車庫で床面積の合計が 50 平方メートルを超えるもの（同一敷地内にある建築物に附属するものを除く。） (9) 畜舎（建築物に附属するものを含む。）
相生の丘地区整備計画区域	A 地区	建築してはならない建築物	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建ての専用住宅 (2) 前号の建築物に附属するもの（畜舎を除く。）
		建築物の容積率の最高限度	10 分の 10
		建築物の建蔽率の最高限度	10 分の 6
		建築物の敷地面積の最低限度	300 平方メートル
		建築物の外壁等の位置の制限	道路境界線又は隣地境界線までの距離は、1 メートル以上であること。ただし、その距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3 メートル以下のもの (2) 物置その他これに類する用途に供するもので、軒の高さが 2.5 メートル以下であり、かつ、床面積の合計が 10 平方メートル以下のもの（次号に掲げるものを除く。） (3) 自動車車庫で軒の高さが 2.5 メートル以下のもの
		建築物の高さの最	10 メートル

	B 地区	高限度	
		建築してはならない建築物	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建て又は長屋建ての専用住宅 (2) 共同住宅 (10 戸以上のものを除く。) (3) 前 2 号の建築物に附属するもの (畜舎を除く。)
		建築物の容積率の最高限度	10 分の 10
		建築物の建蔽率の最高限度	10 分の 6
		建築物の敷地面積の最低限度	300 平方メートル
		建築物の外壁等の位置の制限	道路境界線又は隣地境界線までの距離は、1 メートル以上であること。ただし、その距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3 メートル以下のもの (2) 物置その他これに類する用途に供するもので、軒の高さが 2.5 メートル以下であり、かつ、床面積の合計が 10 平方メートル以下のもの (次号に掲げるものを除く。) (3) 自動車車庫で軒の高さが 2.5 メートル以下のもの
東浦石浜工業用地地区整備計画区域		建築物の高さの最高限度	10 メートル
		建築してはならない建築物	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 工場 (統計法 (平成 19 年法律第 53 号) 第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類 (以下「標準産業分類」という。) の大分類 E - 製造業に属するものに限る。)、当該工場に関連する研究開発施設 (標準産業分類の大

			分類E一製造業に属するものに限る。)及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)第2条第1号の流通業務の用に供する建築物。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 法別表第2(る)項第1号(1)から(4)まで、(30)及び(31)に掲げる事業を営む工場 イ 法別表第2(る)項第1号(1)から(3)まで、(11)若しくは(12)の物品の貯蔵又は処理に供するもので建築基準法施行令第130条の9第1項(数量は、同項の表中準工業地域欄のものとする。)で定めるもの (2) 前号の建築物に附属するもの
		建築物の容積率の最高限度	10分の15
		建築物の建蔽率の最高限度	10分の6
		建築物の敷地面積の最低限度	4,000平方メートル
		建築物の外壁等の位置の制限	道路境界線又は隣地境界線までの距離は、20メートル以上であること。ただし、その距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が軒の高さが3メートル以下の守衛室その他これに類するものである場合は、この限りでない。
		建築してはならない建築物	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建ての専用住宅 (2) 前号の建築物に附属するもの(畜舎を除く。) (3) 公園、集会所、ガスガバナーの敷地内の建築物
東浦石浜南部地区整備計画区域	A地区	建築物の容積率の	10分の10

		最高限度	
		建築物の 建蔽率の 最高限度	10 分の 5
		建築物の 敷地面積 の最低限 度	200 平方メートル。ただし、開発行為の完了公告時 点に 200 平方メートル以下である敷地を除く。
		建築物の 外壁等の 位置の制 限	道路境界線又は隣地境界線までの距離は、0.6 メー トル以上であること。ただし、その距離に満たない 距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれか に該当する場合は、この限りでない。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合 計が 3 メートル以下のもの (2) 物置その他これに類する用途に供するもの で、軒の高さが 2.5 メートル以下であり、か つ、床面積の合計が 5 平方メートル以下のもの (次号に掲げるものを除く。) (3) 自動車車庫で軒の高さが 2.5 メートル以下の もの
		建築物の 高さの最 高限度	1 建築物の高さ 10 メートル 2 建築物の各部分の高さ 道路斜線制限においては当該部分から前面道路 の反対側の境界線までの水平距離に 1.25 を乗じ て得たもの以下とし、北側斜線制限においては当 該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境 界線までの真北方向の水平距離に 1.25 を乗じて 得たものに 5 メートルを加えたもの以下とする。
	B 地区	建築して はならな い建築物	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 一戸建ての専用住宅 (2) 前号の建築物に附属するもの（畜舎を除 く。）
		建築物の 容積率の 最高限度	10 分の 10
		建築物の	10 分の 5

		建蔽率の 最高限度	
		建築物の 敷地面積 の最低限 度	200 平方メートル。ただし、開発行為の完了公告時 点に 200 平方メートル以下である敷地を除く。
		建築物の 外壁等の 位置の制 限	道路境界線又は隣地境界線までの距離は、0.6 メー トル以上であること。ただし、その距離に満たない 距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれか に該当する場合は、この限りでない。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合 計が 3 メートル以下のもの (2) 物置その他これに類する用途に供するもの で、軒の高さが 2.5 メートル以下であり、か つ、床面積の合計が 5 平方メートル以下のもの (次号に掲げるものを除く。) (3) 自動車車庫で軒の高さが 2.5 メートル以下の もの
		建築物の 高さの最 高限度	1 建築物の高さ 10 メートル 2 建築物の各部分の高さ 道路斜線制限においては当該部分から前面道路 の反対側の境界線までの水平距離に 1.25 を乗じ て得たもの以下とし、北側斜線制限においては当 該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境 界線までの真北方向の水平距離に 1.25 を乗じて 得たものに 5 メートルを加えたもの以下とする。
	C 地区	建築して はならな い建築物	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 法別表第 2 (い) 項第 4 号及び第 6 号に掲げ るもの (2) 前号の建築物に附属するもの (畜舎を除 く。)
		建築物の 容積率の 最高限度	10 分の 10
		建築物の 建蔽率の	10 分の 5

		最高限度	
		建築物の敷地面積の最低限度	200 平方メートル。ただし、開発行為の完了公告時点に 200 平方メートル以下である敷地を除く。
		建築物の外壁等の位置の制限	道路境界線又は隣地境界線までの距離は、0.6 メートル以上であること。ただし、その距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3 メートル以下のもの (2) 物置その他これに類する用途に供するもので、軒の高さが 2.5 メートル以下であり、かつ、床面積の合計が 5 平方メートル以下のもの（次号に掲げるものを除く。） (3) 自動車車庫で軒の高さが 2.5 メートル以下のもの
		建築物の高さの最高限度	1 建築物の高さ 10 メートル 2 建築物の各部分の高さ 道路斜線制限においては当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に 1.25 を乗じて得たもの以下とし、北側斜線制限においては当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 1.25 を乗じて得たものに 5 メートルを加えたもの以下とする。
	D 地区	建築してはならない建築物	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 法別表第 2 (は) 項第 5 号に掲げるもの (2) 前号の建築物に附属するもの（畜舎を除く。）
		建築物の容積率の最高限度	10 分の 10
		建築物の建蔽率の最高限度	10 分の 5
		建築物の	200 平方メートル。ただし、開発行為の完了公告時

		敷地面積の最低限度	点に 200 平方メートル以下である敷地を除く。
		建築物の外壁等の位置の制限	道路境界線又は隣地境界線までの距離は、0.6 メートル以上であること。ただし、その距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3 メートル以下のもの (2) 物置その他これに類する用途に供するもので、軒の高さが 2.5 メートル以下であり、かつ、床面積の合計が 5 平方メートル以下のもの（次号に掲げるものを除く。） (3) 自動車車庫で軒の高さが 2.5 メートル以下のもの
		建築物の高さの最高限度	1 建築物の高さ 10 メートル 2 建築物の各部分の高さ 道路斜線制限においては当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に 1.25 を乗じて得たもの以下とし、北側斜線制限においては当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 1.25 を乗じて得たものに 5 メートルを加えたもの以下とする。
東浦取手地区整備計画区域		建築物の敷地面積の最低限度	160 平方メートル
上割木地区整備計画区域		建築してはならない建築物	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 法別表第 2 (い) 項第 1 号及び第 2 号に掲げるもの (2) 前号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令第 130 条の 5 各号で定めるものを除く。）
		建築物の容積率の最高限度	10 分の 10
		建築物の	10 分の 6

	建蔽率の 最高限度	
	建築物の 敷地面積 の最低限 度	200 平方メートル。ただし、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 98 条第 1 項の規定による仮換地の指定又は同法第 103 条第 1 項の規定による換地処分を受けた土地の全部を一の敷地として使用するものについては、この限りでない。
	建築物の 外壁等の 位置の制 限	道路境界線又は隣地境界線までの距離は、0.6 メートル以上であること。ただし、その距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 （1）外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3 メートル以下のもの （2）物置その他これに類する用途に供するもので、軒の高さが 2.5 メートル以下であり、かつ、床面積の合計が 5 平方メートル以下のもの（次号に掲げるものを除く。） （3）自動車車庫で軒の高さが 2.5 メートル以下のもの
	建築物の 高さの最 高限度	1 建築物の高さ 10 メートル 2 建築物の各部分の高さ 法第 56 条において第一種低層住居専用地域で容積率の限度が 10 分の 10 のものに適用される規定に適合するものとする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

東浦石浜工業用地地区整備計画区域における建築物の用途の制限を改める等のため提案するものである。

議案第36号

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月20日愛知県知事許可）を別紙のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するため、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月3日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

提案理由

愛知県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて関係地方公共団体と協議するため提案するものである。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 3 月 20 日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後	改正前
別表第 1（第 4 条関係）	別表第 1（第 4 条関係）
1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付	1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
2 <u>資格確認書等</u> の引渡し	2 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し
3 <u>資格確認書等</u> の返還の受付	3 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付
4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し	4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
5 保険料に関する申請の受付	5 保険料に関する申請の受付
6 上記事務に付随する事務	6 上記事務に付随する事務

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

議案第 37 号

令和 6 年度東浦町一般会計補正予算（第 7 号）

令和 6 年度東浦町の一般会計の補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 78,891 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18,903,441 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 9 月 3 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		1,113,000	3,825	1,116,825
	1 地方交付税	1,113,000	3,825	1,116,825
15 国庫支出金		2,796,806	27,570	2,824,376
	1 国庫負担金	1,439,393	98	1,439,491
	2 国庫補助金	1,346,135	27,472	1,373,607
16 県支出金		1,303,153	16,142	1,319,295
	2 県補助金	398,139	△2,021	396,118
	3 委託金	91,350	18,163	109,513
17 財産収入		38,358	107	38,465
	1 財産運用収入	38,349	107	38,456
18 寄附金		350,301	1,300	351,601
	1 寄附金	350,301	1,300	351,601
19 繰入金		1,059,910	△63,481	996,429
	1 基金繰入金	1,050,493	△63,481	987,012
20 繰越金		150,000	56,441	206,441
	1 繰越金	150,000	56,441	206,441
21 諸収入		758,101	38,328	796,429
	4 雑入	714,079	38,328	752,407
22 町債		469,000	△1,341	467,659
	1 町債	469,000	△1,341	467,659
歳 入 合 計		18,824,550	78,891	18,903,441

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,984,043	30,744	3,014,787
	1 総務管理費	2,064,597	△29,256	2,035,341
	2 徴税費	593,245	60,000	653,245
3 民生費		7,231,253	12,033	7,243,286
	1 社会福祉費	3,783,506	3,229	3,786,735
	2 児童福祉費	3,447,747	8,804	3,456,551
6 農林水産業費		229,550	2,297	231,847
	2 農地費	147,099	2,297	149,396
8 土木費		2,703,237	32,751	2,735,988
	2 道路橋りょう費	719,081	32,751	751,832
10 教育費		2,074,589	1,932	2,076,521
	4 社会教育費	363,109	300	363,409
	5 保健体育費	662,353	1,632	663,985
12 公債費		756,724	△1,541	755,183
	1 公債費	756,724	△1,541	755,183
14 予備費		32,568	675	33,243
	1 予備費	32,568	675	33,243
歳 出 合 計		18,824,550	78,891	18,903,441

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	5 都市計画費	於大公園再整備事業	576,694

第 3 表 債務負担行為補正

変 更

事 項	補 正 前	
	期 間	限 度 額
基幹システム標準化対応業務委託料	自 令和 7 年度 至 令和 7 年度	94,848

第 4 表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
臨 時 財 政 対 策 債	45,000	普通貸借 又 は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを行 った後において は、当該利率見 直し後の利率)	政府資金及び県資金 についてはその融通条 件による。その他の場 合にはその債権者と協 定するものとする。 ただし、町財政の都 合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若 しくは繰上償還し、又 は低利に借換すること ができる。
計	469,000			

(単位：千円)

補 正 後	
期 間	限 度 額
自 令和 7 年 度 至 令和 7 年 度	127,315

(単位：千円)

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
43,659	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
467,659			

議案第38号

令和6年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度東浦町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,970千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,487,344千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰越金		27,357	△3,970	23,387
	1 繰越金	27,357	△3,970	23,387
歳 入 合 計		4,491,314	△3,970	4,487,344

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		32,784	644	33,428
	1 総務管理費	27,501	282	27,783
	2 徴税費	5,058	362	5,420
4 保健事業費		51,125	317	51,442
	1 保健事業費	5,627	317	5,944
6 予備費		31,449	△4,931	26,518
	1 予備費	31,449	△4,931	26,518
歳 出 合 計		4,491,314	△3,970	4,487,344

議案第39号

令和6年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和6年度東浦町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ662千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ969,669千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		127,123	△4	127,119
	1 一般会計繰入金	127,123	△4	127,119
3 繰越金		1	666	667
	1 繰越金	1	666	667
歳 入 合 計		969,007	662	969,669

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		8,362	150	8,512
	1 総務管理費	6,945	12	6,957
	2 徴収費	1,417	138	1,555
2 後期高齢者医療広域連合納付金		959,625	512	960,137
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	959,625	512	960,137
歳 出 合 計		969,007	662	969,669

議案第40号

令和6年度東浦町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度東浦町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度東浦町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 水道事業費用	896,750千円	465千円	897,215千円
第1項 営業費用	883,188千円	465千円	883,653千円

令和6年9月3日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

議案第 41 号

工事請負契約の締結について（石ヶ瀬川ラバーダム通水管復旧工事）
下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

記

- 1 工事名
石ヶ瀬川ラバーダム通水管復旧工事
- 2 工事場所
知多郡東浦町大字森岡字臨時七割地内始め
- 3 工事概要
石ヶ瀬川ラバーダム通水管復旧に係る工事
(1) 施工延長 23.9 メートル
(2) 工事内容
ア 管布設工
イ 管内挿入工
- 4 契約金額
60,500,000 円
- 5 契約の相手方
(1) 名称
有限会社新美総合建材
(2) 代表者
代表取締役 新美 武由
(3) 所在地
知多郡東浦町大字藤江字荒子 33 番地
- 6 契約の方法
一般競争入札

提案理由

東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、提案するものである。

議案第 42 号

工事請負契約の締結について（勤労福祉会館空調設備更新工事）

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

記

- 1 工事名
勤労福祉会館空調設備更新工事
- 2 工事場所
知多郡東浦町大字石浜字岐路地内
- 3 工事概要
勤労福祉会館の空調設備の更新に係る建築工事、電気設備工事及び機械設備工事
- 4 契約金額
76,133,200 円
- 5 契約の相手方
 - (1) 名称
中央プランテック株式会社
 - (2) 代表者
代表取締役 水野 泰一
 - (3) 所在地
刈谷市野田町馬池 3 番地 18
- 6 契約の方法
一般競争入札

提案理由

東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、提案するものである。

議案第 43 号

工事請負契約の締結について（東浦駅西側駅前広場整備工事）
下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

記

- 1 工事名
東浦駅西側駅前広場整備工事
- 2 工事場所
知多郡東浦町大字藤江字柳牛地内
- 3 工事概要
町道藤江 7 号線始めに係る工事
 - (1) 工事延長 129.9 メートル
 - (2) 工事内容
 - ア 道路土工
 - イ 舗装工
 - ウ 排水構造物工
 - エ 縁石工
 - オ 防護柵工
- 4 契約金額
121,000,000 円
- 5 契約の相手方
 - (1) 名称
有限会社鈴木組
 - (2) 代表者
代表取締役 鈴木 誠也
 - (3) 所在地
知多郡東浦町大字藤江字山敷 101 番地の 2
- 6 契約の方法
一般競争入札

提案理由

東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、提案するものである。